

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【公表番号】特表2014-511990(P2014-511990A)

【公表日】平成26年5月19日(2014.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-026

【出願番号】特願2014-505572(P2014-505572)

【国際特許分類】

F 25 D 23/02 (2006.01)

【F I】

F 25 D 23/02 301 E

F 25 D 23/02 306 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月15日(2015.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

冷蔵庫側に固定可能であり、締め付けねじ(9)用の貫通孔(8)を有するねじ式フランジ(7)を有するヒンジアーム(6)を有するヒンジ(5)と、

ねじ式フランジ(7)の貫通孔(8)を通るとともに家具本体(2)の側壁(2a)にねじ込まれることが可能である2つの締め付けねじ(9)と、

必要に応じてねじ式フランジ(7)と側壁(2a)との間に挿入可能である少なくとも1つの壁厚補正プレート(11)とを備える、

家具本体(2)の側壁(2a)へのビルトイン冷蔵庫(3)用の固定アセンブリにおいて、

前記ねじ式フランジ(7)に差し込み可能であるプラスチック製のカバーキャップ(10)に前記締め付けねじ(9)が予め設置されていることを特徴とする固定アセンブリ。

【請求項2】

前記少なくとも1つの壁厚補正プレート(11)が、フィルムヒンジ(12)等を介して一体的に前記カバーキャップ(10)に成形されていることを特徴とする請求項1に記載の固定アセンブリ。

【請求項3】

前記ねじ式フランジ(7)の孔(14)に留められることが可能であるキャッチピン(13)が前記壁厚補正プレート(11)に設けられていることを特徴とする請求項1または2に記載の固定アセンブリ。

【請求項4】

前記締め付けねじ(9)に皿頭(10)が設けられており、これが直接前記ねじ式フランジ(7)の前記貫通孔(8)の縁部に押されることができあり、その一方で前記カバーキャップ(10)の貫通領域を変形させることを特徴とする請求項1から3のいずれか一項に記載の固定アセンブリ。

【請求項5】

前記壁厚補正プレート(11)の厚さが好適には5mm未満であることを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載の固定アセンブリ。

【請求項 6】

前記締め付けねじ(9)が前記カバークリップ(10)の貫通領域に摩擦係合的に予め設置されていることを特徴とする。

請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の固定アセンブリ。

【請求項 7】

前記フィルムヒンジ(12)を介して前記カバークリップ(10)に成形されている前記壁厚補正プレート(11)にフィルムヒンジを介してさらに壁厚補正プレート(11)が一体的に成形されており、そのさらなる補正プレートが必要に応じて前記キャッチピン(13)の反対側で前記第1の壁厚補正プレート(11)に留められることが可能であることを特徴とする。

請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の固定アセンブリ。

【請求項 8】

前記カバークリップ(10)が前記ねじ式フランジ(7)に予め設置されることが可能であることを特徴とする。

請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の固定アセンブリ。

【請求項 9】

前記カバークリップ(10)が、前記ねじ式フランジ(7)への差し込みのための手段、特に留めラグ、アンダカット等を有することを特徴とする。

請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の固定アセンブリ。